水道料金。下水道使用料

◆水道料金 〈令和元年10月1日から〉

区分		基本料金(1月)	超過料金(1	
種 別	用。途	使 用 水 量	料金	立方メート ルにつき)
専用	一般用	8立方メートルまで	1,584円	164円
	営業用	20 立方メートルまで	3,612円	183円
	浴場用	200 立方メートルまで	23,006円	164円
	団体用	20 立方メートルまで	3,992円	195円
	工業用	40 立方メートルまで	8,429円	202円
	臨時用	20 立方メートルまで	2,344円	202円

- 1 水道の用途、区分は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 一般用とは、営業用、浴場用、団体用、工業用及び臨時用以外の用に水道を使用するものをいう。
- (2) 営業用とは、料理店、飲食店、旅館、貸間業、理美容業、食品加工業、娯楽業、病院及び、これらに類する営業の用に水道を使用するものをいう。
- (3) 浴場用とは、一般の公衆浴場営業の用に水道を使用するものをいう。
- (4) 団体用とは、官公署、学校、事業団体の事務所及び事業所で水道を使用するものをいう。
- (5) 工業用とは、工場の用に水道を使用するものをいう。
- (6) 臨時用とは、建設現場、その他の場所で臨時、一時的に水道を使用するものをいう。
- 2 超過料金の算定は、基本料金の使用水量を超える使用水量について、1立方メートル(1立方メートル未満の端数を生じたときは、切り上げる。)につき上の表の定額により算定する。

◆下水道使用料 〈令和2年10月1日から〉

種	別	基本料金(1月につき)			超過料金(1
用	途	使用水量	料	金	立方メート ルにつき)
一般用		8立方メートルまで		1,345円	190円
浴場用		200 立方メートルまで		2,690円	11円

一般用とは、第3条に規定する浴場用以外の汚水をいう。